

福岡県障がい者福祉計画・福岡県障がい児福祉計画

障がい者福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）を根拠とし、市町村において策定される「障害福祉計画」の達成に資するため、広域的な見地から、障がい者及び障がい児の福祉サービスの提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

1. 計画期間（福岡県障がい者福祉計画：第4期、福岡県障がい児福祉計画：第1期）

平成30年度から平成32年度までの3年間

2. 計画の基本的な考え方

この計画は共生社会を実現するため、障がいのある人及び障がいのある児童（以下「障がいのある人等」）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

また、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障がい福祉サービス等」）並びに障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援（以下「障がい児通所支援等」）の提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、目標等を設定し、計画的な整備を行います。

（1）障がい福祉サービスの提供体制の確保

- ①県内で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②障がいのある人等で希望する人への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤共生型サービスの整備

（2）相談支援の提供体制の確保

- ①相談支援体制の構築
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障がいのある人等に対する支援
- ④協議会の設置等

（3）障がい児支援の提供体制の確保

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備
- ⑤障がい児相談支援の提供体制の確保

3. 保健福祉圏域の設定

- ・地域での生活を支える訪問系サービス・相談支援・短期入所や地域での居住の場であるグループホームについては、最も身近なサービスであることから、市町村を区域とします。

区域数：60

- ・日中活動系サービス（短期入所を除く）については、それぞれの地域生活の活動範囲によって、近隣の市町村からの通所による利用もあることから、障がい保健福祉圏域を区域とします。

区域数：13

- ・施設入所支援については、県内各地の利用者を受け入れることなどから広域な範囲でサービス提供体制を整備していく必要があり、県全体を区域とします。

区域数：1

関連資料：福岡県障がい者福祉計画（第4期）・福岡県障がい児福祉計画（第1期）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keikaku4.html>

（福岡県福祉労働部障がい福祉課）